

## 令和3年10月16日（土）以降の県立学校の部活動について

## 1 基本的な考え方

コロナ禍の中での活動であるということを念頭に置き、感染・事故防止の対策を徹底した上で、生徒の安心・安全の確保を最優先とした活動を行うものとする。

## 2 具体的な進め方

## (1) 活動日数及び1日当たりの活動時間等

- ・ 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」及び各学校の方針に基づく活動とする。  
なお、各地域の感染状況等を踏まえ、活動内容や時間等の計画を慎重に検討する。

## (2) 校外活動や対外試合等

- ・ 校外活動を可能とする。
- ・ 県境をまたぐ活動や複数の学校が集まる活動の実施は、感染拡大防止の観点を踏まえ、校長が実施の可否を判断する。
- ・ 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、各種団体等が主催する大会やコンクール等への出場については、校長が参加の可否を判断する。

## (3) 泊を伴う活動

- ・ 泊を伴う活動を可能とする。
- ・ 『県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和3年度～』「Ⅲ－1－7（6）修学旅行（国内）など、泊を伴う校外行事（ただし、部活動等を除く）」の注意事項を参照し、県内及び遠征（宿泊）先の感染状況や感染対策等を慎重に検討して、校長が実施について判断する。
- ・ 特に、校内合宿は、旅行業者等を介さないため、宿泊時に密な環境となることが考えられるため、慎重に判断すること。
- ・ 合宿の実施に当たっては、食事・入浴・就寝等における感染防止対策を徹底する。
- ・ 合宿等の中止や延期に伴うキャンセル料の予算措置はないので留意する。

## (4) 日常的な活動

## ア 活動計画等

- ・ 顧問は、コロナ禍における活動として、必要性を十分考慮した上で、各中央競技団体及び各連盟のガイドライン等を遵守して計画を立て、生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得た上で活動する。
- ・ 管理職は、計画を確認し、適切に指導する。
- ・ 生徒本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底する。
- ・ 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、参加しないことを安心して選択できる環境を整える。（参加を強制することや、練習を欠席した生徒を試合に出さないというような対応は、絶対に行わせないこと。）

## イ 感染防止対策・事故防止の徹底

- ・ 専門家による学校訪問の結果やアドバイスを、各学校の感染防止対策の強化に活用する。

保健体育課ホームページ：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/kansenshou.html>

- ・ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止対策を徹底する。
- ・ 部室の使用は原則禁止とし、更衣や道具の出し入れ等やむを得ない場合は、換気を十分に行いながらの使用を徹底する。
- ・ 可能な限り食事の場面を不要とする活動とすること。食事をとる場合は、会話を控え適切な距離を確保する。
- ・ 運動時は身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ない。ただし、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じる。  
また、運動以外の際は、可能な限りマスクを着用する。
- ・ 体育館等を使用する場合の部の入れ替えについては、生徒の集合時間等を考慮し、生徒の入れ替えの時間を十分に確保する。
  - ・ 活動前後及び活動中の換気を徹底する。
  - ・ 活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底する。
- ・ 感染症防止に加え、熱中症等による事故防止のために気象情報を積極的に入手することや、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い場合は活動を中止する等、対策を徹底する。
- ・ 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わない。

### 【参考】

	活動日数	活動時間	校外活動	泊を伴う活動
10月16日（土）以降	「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動		可	県内及び遠征（宿泊）先の感染状況や感染対策等を慎重に検討して、校長が実施について判断する。